

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第6号、多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長 山下君。

福祉保健課長（山下 俊和）

議案第6号 多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明を申し上げます。

多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）は、平成13年10月より、高齢者に対し、介護支援、居住、及び交流機能を総合的に提供することにより、安心して健康で明るい生活を送れるよう開設した施設で、利用料については、収入に応じた利用料としておりますが、共益費は一律負担となっているため、今回、生活保護法の規定による被保護者に対し、共益費を免除できる規定を追加しようとするものです。

改正内容につきましては、多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表によりご説明いたしますので、2ページをご覧ください。

別表中、「別表」を「別表（第6条関係）」に改め、同表第3に「ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者は、これを免除することができる。」を加えようとするものです。

1ページの下段をご覧ください。

附則として、この条例は、平成26年10月1日より、施行しようとするものです。以上で、議案第6号 多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）についての提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。